

生駒市役所防犯カメラの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の予防、犯罪発生時の検証、職員への不当な圧力を排除すること及び市民サービスの向上を目的として設置する防犯カメラの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 防犯カメラの設置の目的のため、生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）第2条第2号の本庁の特定の場所に継続的に設置する撮影装置であって、映像表示装置に画像を映し出すことのできるものをいう。

(2) 画像データ 防犯カメラにより撮影し、記録された画像をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用のため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「管理取扱者」という。）以外の者に、防犯カメラの操作をさせてはならない。

(設置場所及び撮影範囲等)

第4条 防犯カメラは、常時作動させることができることとし、録画時間は、原則として24時間作動とする。

2 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、防犯カメラの設置の目的を達成するために必要最小限の範囲とする。

(防犯カメラの使用等の公表)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの使用等について、市のウェブサイト等により公表するものとする。

(個人情報保護)

第6条 管理責任者は、個人情報保護について、関係法令等を遵守し、防犯カメラの運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、画像データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(画像データの保存及び管理)

第7条 画像データの保存期間は、撮影の日の翌日から14日間とする。

2 前項の画像データは、撮影し、又は記録したときの状態で保存し、内容の変更等をしてはならない。

3 課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、画像データ利用依頼書(様式第1号)により、当該画像データの利用を管理責任者に依頼することができる。

(1) 生駒市情報公開条例(平成20年9月生駒市条例第31号)による行政文書の開示の請求及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による保有個人情報の開示の請求に対応する場合

(2) 脅迫、恐喝その他の犯罪行為や不当要求行為に該当する可能性のある場合であって、当該事象に対する措置に必要であると認められる場合

(3) 民事訴訟その他の争訟手続において証拠を保全する必要があると認められる場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、画像データの利用が必要と認められる場合

4 管理責任者は、前項の規定により依頼を受けたときは、当該依頼に係る防犯カメラの画像データを特定の上、相当と認める場合は、依頼をした課等の長に当該画像データを確認させ又は画像データを複製したデータ（以下複製データという。）を交付するものとする。

5 前項の規定により複製データを交付された課等の長は、当該複製データについて、漏えい防止等の安全管理措置を講じるとともに、保存する必要がなくなったときは、速やかに廃棄しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第 8 条 画像データは、防犯カメラの設置の目的以外に利用してはならない。

（外部提供の禁止）

第 9 条 画像データは、法令に基づく場合を除き第三者へ提供してはならない。

（苦情の処理）

第 10 条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。